

鳴門山西家文書「北海道産物開拓御用諸事控」について

桑原 恵

山西庄五郎

近世から近代にかけての日本市場の構造とその変容を開明する史料として、鳴門市の山西家文書はよく知られており、すでに多くの研究者によって多大な成果が蓄積されている。ここで紹介する史料は、明治三年に北海道産物開拓に関して全国的に産物会所が置かれた際の取り決めなどが記録された史料である。たまたま北海道の古書店に売りに出されていたものを、徳島大学で購入した。これまで、山西家文書は、国立史料館に所蔵されているものと、徳島大学附属図書館に所蔵されているものが分析の対象とされてきた。山西家文書は大福帳がほとんどであるので、主に流通や市場構造を解明する史料群として知られてきている。今回の史料は、明治三年という時期にも注目でき、明治維新直後の諸国産物流通に関する史料としての意味も持つように思われる。近世の全国市場の中で山西家や撫養（現鳴門市）の有した位置づけを検討する資料とも言えると思ひ、ここに紹介する。

(表紙)

北海道産物開拓
御用諸事 控

明治三年歳七月

産物会処取計振左之通

一産物会処ニおゐて問屋仲買浜売組等呼出候節ハ、会処直ニ呼出可申事

一産物水揚直組取極方代金渡方等、都而是迄仕来候振合ヲ以取扱、可相成丈ケ入船不減様、荷主船手之者共迷惑乙甲ニ不心得様可取計事

一諸産物売荷諸藩荷物入津之節者、問屋共より会所江届出次第是迄之振合ヲ以、積荷之内凡式分通り、為見本水揚申付、其場処江使掌世話役等出張、品数貫目改方等見届、直ニ仲買江可相渡事

但時節外れ之品其余、極別下直之節ハ、困置候儀も有之候間、其場処江出役荷数可相改事

一水揚荷物為見本相渡、直組入札相整次第問屋共其処江為相届、追々水揚荷物仲買共江引渡候上、代金諸掛り等書出シ候者、取調之上仕切相渡、税銀取立可申事

但税銀取立方之義者、兼而問屋共江申渡置候通、代金高者割之内税銀四分、問屋共ニ而四分渡之、式分ハ問屋共江当分預ケ置候事

一御直荷物之義、直組入札等問屋仲買共江相達、於其処直組為致、

相場取極次第御用達世話役等爲申立、入札之分者役々立会之上開札可致、見本水揚等之義者、売荷同様之振合ヲ以取計代金之儀ハ、其日ノ三十日目ニ相納候積り、買請人共江申渡置、残り荷物水揚之節も、同様之取計ニ而荷物代金其所より相渡、税銀取立可申事

但代金三十日限り又者荷物と引換ニ代金上納申付候品も有之、夫等者是迄之振合ヲ以取計、着期日延引之節者兼而引請問屋共爲相納候積、万一不都合之次第等も候者ハ、取立引渡方東京府江掛合可申事

本文引請之問屋と申者、荷物直組出来仲買共江引渡候手續ニ付、身元相応之問屋両三人相撰、其者共へ爲引請置候半而者、仲買共之内身薄之者多、代金払候義儘有之ニ付、兼而引請之者取極置候方可然ニ付、本文之通相認候事

一諸国之船々北海道下り産物積取之儀、函館其地之海官所又ハ会処等江申立、改テ請可申義ニ者候得共、場処々ニ而買取候船ニ送状無之分も有之、右者元来密売買之品ニ無之、於彼地風様ニ寄定式之取扱難及、其儘着荷之分、吟味之上無相違候者、水揚高ヲ以荷数治定可致事、

但北海道おみて売渡候者より送状不相渡出帆之節者、右次第其筋之役処より届出候事

一産物格外下直ニ而困置候節、船方江者凡目当ヲ以、代金之内金問屋共爲相渡置、追而売捌相成候節、取調之上仕切状相渡シ、税銀可取立事

但御直荷物之義も同様之振合ニ而、内金者所爲相渡可申事一難破船有之節、浦証文持参いたし候ハ、右ヲ以相改候得共、売荷之義荷主船頭之存寄次第、人命ニ拘候敷、船修復加江不申候半テ者走方出来兼候折柄、荷物之内投捨候分、浦々之改ヲ請不申其儘入津いたし候も有之、右者送状と員数相違候共、仕来之通、

荷主船頭申立ヲ以相改可申事

但御直荷物積請候船々難船之節者、上乘并船頭等篤と承札、其始末ニ寄評議之上、御差図可有之事

一会処諸勘定之義、永勘定ニ而者町人共不馴之事、敷金壹分以下銀ニ而勘定致シ、毛銀四捨五入之積取計可申事

一御直荷物代金并ニ税銀共ニ、悪金有之間敷候趣申候間、金銀者都而御用達ニ而爲相改可申事

一税銀其余之会処金又ハ納金有之節々、直ニ御用達江相預ケ、通ひ帳江記シ置、請払共大少互典証印ニ而取計可申事

一臨時御買上物、少多之品又者差向必用品共、大少互典証印致し可申、廉立候儀者、判官中江申立之上、取計候積之事

右之簾々差向取極置、相洩候儀又ハ不都合之廉も候者、追々御評儀之上、御規則相立可然哉之事

庚午四月

(一丁分「空白」)

諸国会所控

(半丁分「空白」)

東京持

一下総木戸境屋形川ヨリ房州相豆、駿遠ニ及尾州熱田迄

大坂持

一勢州桑名ヨリ志州及紀州須賀利境迄

一備後三原境ヨリ備前備中播州并兵庫迄

一丹後由良浜より但馬因伯出石州浜田前迄

泉州堺持

一同所ヨリ紀州須賀利迄

長州下ノ関持

一筑前博多ヨリ豊後大神湊迄

越前敦賀持

一丹後由良湊ヨリ能州輪島迄

北越新潟持

一能州輪島境ヨリ越中及越後羽州酒田迄

箱館持

一羽州酒田境同州小浜夫ヨリ奥州宮古迄

石巻持

一奥州宮古境ヨリ常州平潟湊迄

那賀ノ湊持

一常州平潟境大津ノ下総木戸迄

阿州撫養持

一四国及淡州一円

長崎持

一同所ノ筑前博多境迄

豊後大神湊迄

(一丁分「空白」)

申渡

北海道出産物当使管轄相成候間、以来産物積込船々入津之節者、直ニ当会所江入船届指出、都而産物水揚之節者申立、改テ請可申、尤荷物取扱様等諸事指図請相勤可申事

但直段整次第買請人相連罷出於会所、右産物買請人江、直段請書申付候事

一産物仕切代合金高之一割取立、内四分者会所江收入、式分者会社江取らせ、四分者荷物取扱人江取らせ候事

但去ル十五日以前水揚相成候通、商司取扱荷物之内、未税銀不相済分者、従前之歩合ヲ以夫々取調、早々当会所江上

納可致事

一産物東京其外検印済之荷物着船之節者、右証書相添相届可申、勿論右之分者税銀取立ニ不及、且当会処改済之上、各所江積廻候荷物者、是迄之通裏書申立候得者、検印相渡可申事

右被仰渡之趣一同承知奉畏候、依之御請書指上申処如件

(半丁分「空白」)

仮覚

一産物仕切代合金高之一割取立

内 四分ハ 会所江上納

式分ハ 会社江上納

四分ハ 取扱人江取らせ候事

但四分之内

壹分ハ 用達

三分ハ 取扱人江

(半丁分「空白」)

去ル卯辰巳三ヶ歳分撫養地

松前物取扱俵高大綱控

覚

一松前緋粕六万五千六百八拾式俵

但去卯年天羽兵右衛門・泉三郎兵衛・山西庄五郎取扱候俵数

取約メ高 一同 壹万三千俵

但近藤利兵衛取扱高大綱見積 七万八千六百八拾式俵

但壹俵ニ付金四両半相場 代金三拾壹万四千七百式拾九兩

此六分懸老万八千八百八拾三兩余

内訳六千貳百九拾四兩余 二分掛り御益

同 三千百四拾七兩余 老分掛筆紙墨

同 六千貳百九拾四兩余 二分掛問屋口錢

同 三千百四拾七兩余 老步掛中買口錢

一同 四万四千六百三拾五俵

但去辰年天羽兵右衛門・泉三郎兵衛・山西庄五郎被取扱候俵数

取約メ高

一同 十二万三千俵

但近藤利兵衛取扱高大綱見積

メ五万七千六百三拾五俵

但老俵ニ付金貳貳貳貳貳三朱相場

代金拾五万四千八百九拾四兩余

此六步掛九千貳百九拾三兩余

内訳三千九拾七兩余 二步掛御益

同 千五百四拾八兩余 老步掛筆紙墨

同 三千九拾七兩余 式分掛問屋口錢

同 千五百四拾八兩余 老分掛中買口錢

一同 三万九千貳百七拾五俵

右之通松前鮪粕売事、去卯年より昨巳年迄、俵数代金とも大綱取約メ、掛銀内分仕奉入御覽候処、相違無御座候以上

午 六月

(一丁分「空白」)

北海道

産物会所規則

(半丁分「空白」)

北海道産物会所、当使管轄被仰出候ニ付、規則ヲ立、東京ヲ始メ諸国枢要ノ地ニ会所ヲ置、商人会社ヲ仕組、彼地ニ不足ノ品ヲ送り、専ラ諸物潤沢ノ為メ、廻漕ノ利ヲ開キ、盛ニ開拓生育ノ道并行候様可致事

規則

一会所ハ東京・大坂・兵庫・横浜・長崎・新潟・常州那珂湊・陸前石ノ巻・長州下ノ関・阿州撫養、其他諸港便宜ノ地撰定シ、本使官員出張ノ事

但シ官員ハ便宜ニ随ヒ、最寄ニヨリ見廻リ兼務ノ事

一会所無之場所ハ、商社ニテ改メノ手数可相整、尤商社無之場所ハ、問屋ノ内身元人柄相撰、用達申付、取締為致候事

一産物ハ総テ会所ノ改メ受可申、尤諸国輸入何品ニ限ラス、売払

金高一割ノ税可出

但老割ノ内、四分ハ会所へ收入シ、二分ハ会社積金ニ致シ、

四分ハ荷物扱人共へ為取候事

一産物取扱来リ候問屋共、会社へ入サル者モ、従前ノ通取扱可申

事

但会社取扱ニ関係無之ニ付、税一割ノ内、六分会所へ收入シ、

四分ハ荷物扱人へ為取候事

一諸港商會ノ人当身元人柄相撰、其土地ニ応シ任用シ、尤其地限リノ会社ニアラス、他港当使商社中同盟ニシテ融通ノ便宜專要ノ事

一廻漕ノタメ蒸氣船先ツ老艘北海道本府許ニ繋キ可申、尤此船ハ商社中ニテ買入使用シ、尤規則ヲ立不平無之様運動致シ可申、且民部省廻漕方ヘモ、チ組北海道運漕ノ間、他所ノ使用ヲモ成シ、

空ク留滞セシム可ラサル事

但宦用タリトモ相当ノ運賃可被差出事

一御直荷物ハ北海道場所相場ニ不拘、積取着荷ノ節、商社ニオイテ望人ヘ一般ニ入札為致、港税・運賃・諸雜費計算ノ上、残金御收入ニ相成候事

一御直荷物ト雖モ、定ノ通売払代金高ノ一割、税被差出候事

但一割ノ内、七分ハ会所ヘ收入、三分ハ荷物取扱人ヘ為取候事

一御直荷物ノ外産物ハ、商社中ノ取捌ニテ、無遺漏税可差出事

但當使官員逐一相改、不直ノ取計無之様取締可致候事

一税金ハ、商社ヨリ毎月晦日ニ、必其月ノ分精算上納可致事

但税銀其余ノ納金有之節々、御用達商社中ヘ相預ケ、通帳ヘ記シ請払可致、尤場所々々諸払向差引勘定書相添、殘金ハ毎月其地商社ヨリ東京商社ヘ向ケ、為替ニ取計可申事

一各藩地支配産物取扱ハ、御直荷物ノ比ニアラス、売荷同様ノ事

一元仕入方ハ、北海道場所々々入用品ヲ以テ差出候ハ、産物ヲ以テ下ケ戻スヘシ、金ニテ差出候ハ、産物払代金ヲ以テ下ケ戻スヘシ、乍然出金人調達人望ニ随ヒ、金ニテモ産物ニテモ、下ケ戻シ方可有之事

但金ハ利子物品モ利足相加ヘ下ケ戻シ可相成候、尤渡シ方戻シ方共、其節々官員可相改、自己相對ノ取計嚴禁ノ事

一仕入并引充ニテ相成候儀ニ付、場所々々漁業其外出産高兼テ委敷取調置、不都合ノ儀無之様可致事

一密売買ノ荷物、見聞次第届出候者ヘハ、取上ノ現品・或ハ代金共、半高相与可申事

右条々ニ洩タル儀アラハ、追テ記載スヘシ、若行フテ不束ノ事アラハ、評議ノ上公平ニ改テ勿論ノ事

庚午五月

右者北海道産物取扱方被 仰付候ニ付、今般改テ御規則之趣相心得、可取扱旨被仰渡、拜見承知奉畏候、依之御請書指上申処如件
庚午七月

天羽兵右衛門

代 辰義

泉三郎兵衛

代 友八

山西庄五郎

代 与太郎

天野屋善吉

今津屋忠右衛門

中屋利三郎

米屋庄兵衛

瀬戸屋伊兵衛

北海道産物 御会処

(半丁分「空白」)

申渡

(半丁分「空白」)

申渡

北海道出産物、當使管轄相成候間、以來産物積込船々入津之節者、直ニ当会所江入船届申立、改ヲ受可申、尤荷物取扱振等、諸事差函を請、相勤可申事

但直段整次第買請人召連罷出、会所ニ於て右産物買請人江、

直段請書申付候事

一産物仕切代金高之壹割取立、内四分ハ会所江收入、貳分者会社

積金取らせ、四分ハ荷物取扱人共へ取らせ候事

一産物大坂・兵庫其外検印済之荷物着荷之節者、右証書相添相届可申、勿論右之分者税銀取立ニ不及、且当会所改済之上、各所江積廻し候荷物者、裏書申立候得者、検印済之上相渡可申事
右之条々急度相守可申、万一心得違之もの有之ニおゐて者、可為曲事もの也

庚午七月

右被仰渡之趣一同承知奉畏候、依之御請書差上申処如件

天羽兵右衛門

代 辰義

泉 三郎兵衛

代 友八

山西庄五郎

代 与太郎

天野屋善吉

今津屋忠左衛門

中屋利三郎

米屋庄兵衛

瀬戸屋伊兵衛

月日

北海道産物

御会処

直段届

浦賀南部屋権十郎送

一トカチ昆布 千式百四拾三駄

此分掛目数九千七百四ノ三百目

同百九拾四ノ八拾六匁

但拾ノ目ニ付

式百目把荷行

残貫目数

七千五百拾ノ式百拾四匁

但金壹兩ニ付

五貫目がへ

右之通直段取極申候間、御請書被

仰付度、此段奉御願上候已上

浦賀南部屋

権兵衛

代 村形吉右衛門

代 由蔵

明治三千年

五月七日

開拓使

北海道産物

御会所

入船并二直段届書
右何処手蔵荷^(カ)船^(カ)参着仕候間、水揚仕度、御出役御見当可被成候、以上

荷請問屋

誰

御請

村形吉右衛門

扱

浦賀南部屋権兵衛送

一トカチ昆布 千式百四拾三駄

目録

右同断

右直段ヲ以、御買請仕候処相違無御座候、御代金之義ハ、当月十日皆金上納可仕候、為後日御請書依而如件

御買受人 和田や

秀三

荷主代 由兵衛

明治三年年

五月七日

北海道已下同断

*一 主な研究としては、上村雅洋『日本近世海運史の研究』（吉

川弘文館、一九九四年）、中西聡『近世・近代日本の市場構造』（東京大学出版会、一九九八年）、森本幾子「幕末期の中央市場と廻船経営——阿波国撫養山西家廻船の動向から——」（『ヒストリア』一七七号、二〇〇一年）、同「幕末期阿波国における地域市場の構造——撫養山西家の経営分析を中心に——」（『ヒストリア』一八八号、二〇〇四年）などがある。

*二 北海道の物産を国内諸港に売りさばくに際しての調査報告書としてまとめられたものに、開拓使蔵版『西南諸港報告書』（明治十五年二月）があり、その中の撫養港に関する項目に、「明治ノ初開拓使魚粕税金取立役所ヲ該地（撫養をさす・筆者注）ニ設ケシ時用達トナル者ハ山西庄五郎ナリ」という記述があり、ここに紹介する史料は、その用達としての「諸事控」であることが知られる。

なお、『西南諸港報告書』については、平井松午氏のご教示による。